

未把握アスベスト含有建材発見時の対応について

令和6年9月9日（環）環境対策課

1 アスベストについて

(1) アスベスト概論

- ・天然の纖維状ケイ酸塩鉱物
- ・耐火性・防音性・吸湿性に優れ、かつて建材として多用
- ・健康被害のリスクがあり、現在は新規使用禁止

(2) 主な法的規制

- ・建築基準法：アスベストの使用規制と管理に関する規定
- ・労働安全衛生法：労働者のアスベストばく露防止と使用禁止
- ・大気汚染防止法：工事時のアスベスト飛散防止措置
- ・廃棄物処理法：アスベスト廃棄物の適正処理
- ・民法717条等：アスベスト建材による被害の賠償責任

2 最近の石綿含有建材発見事例（疑い含む）

(1) 令和4～5年度公表事例

年月	施設等	内容
R4.9	区役所	自動ドア修理中、図面外の吹付け石綿発見。玄関一部を長期封鎖
R5.10	区役所	自動ドア修繕・点検時に吹付け材発見、一時正面玄関封鎖、後に石綿不含判明
R5.11	美術館	建築物改修履歴調査時に煙突用石綿含有断熱材発見、一時閉館及びボイラー長期停止
R5.12～R6.3	集会所、美術館等	全庁一斉調査実施し、11施設で石綿含有断熱材発見、一部施設で閉鎖・ボイラー停止

(2) 得られた知見

- ・図面に記載されていない石綿含有建材が工事等で発見される場合があります。
- ・知識不足、思い込み、不注意等により石綿含有建材の見落としが起こり得ます。
- ・R4～5年度の市有施設での石綿含有建材発見時に実施した気中濃度測定では、これまで石綿飛散が見られた事例はありません。

3 石綿含有建材の把握

- ・煙突用石綿含有断熱材、露出した吹付け石綿等を優先的に調査願います。
- ・R5 年度結果からアスベスト管理台帳に不含有結果も掲載しております。
- ・日常巡回、点検、工事等の通常業務の際に、アスベスト建材が目視されないか、図面に記載されていないか調査を行ってください。
- ・特に、ボイラー・自家発設置施設および木造施設での煙突用石綿含有断熱材使用について留意が必要です。

4 発見時の調査

(1) 二つの短期的判断事項

- ・対策：リスク評価に基づき、施設閉鎖、立入禁止、応急措置等を判断します。
- ・広報：「事件・事故発生時の対応マニュアル」に基づき判断します。

(2) リスク評価に必要な調査

- ・基礎事項：建材名、しゅん工年、露出有無、利用頻度、休止可能か等
- ・目視調査：建材種類、劣化状態（剥落、毛羽立ち、粉じん堆積等）、露出有無等
※調査者のばく露に注意
- ・気中濃度測定：建材周辺の石綿繊維濃度を測定。最短即日で石綿飛散なしを確認可

5 アスベスト飛散性の最新知見

(1) アスベストの飛散性

これまでの札幌市での気中濃度測定の結果及び文献の情報により、通常使用下の市有施設においては、劣化や粉じんの堆積が見られない場合、石綿飛散のリスクは現実的に問題のないレベルと判断されます。

(2) 判断・対策のポイント

- ・通常使用状況下の市有施設でのアスベスト飛散リスクは、適切な調査で迅速に評価可能
- ・リスクに応じて施設閉鎖、立入禁止、開口部封鎖又は通常開庁等を判断
- ・市民への影響がある場合は速やかに公表
- ・緊急時は環境対策課へ即時通報し、サポートを受ける